



発行 新潟県
第 49 号
 平成28年6月28日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 756 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 757 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 758 漁業災害補償法による加入区の変更設定（水産課）
- 759 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 760 土地改良事業の工事完了届（農地建設課）
- 761 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 762 道路の区域変更（道路管理課）
- 763 道路の供用開始（道路管理課）
- 764 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 765 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）
- 海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表について（水産課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

選挙管理委員会告示

- 58 政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができなくなった政治団体（選挙管理委員会）

正 誤

- 平成28年5月10日付け県報第35号告示第610号中（地域農政推進課）
- 平成28年5月31日付け県報第41号告示第672号中（地域農政推進課）

告 示

◎新潟県告示第756号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
 平成28年6月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名 称 村上総合病院
- 2 所 在 地 村上市田端町2番17号
- 3 有効期間 平成28年8月1日から
平成31年7月31日まで

◎新潟県告示第757号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成28年 6 月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	20者	門前手取沢278番ほか101筆 17.7ha
新発田市	28者	則清十二林919番1ほか604筆 52.3ha
胎内市	1者	羽黒仁谷野2071番2ほか8筆 0.5ha
新潟市	26者	北区大久保黒山1417番ほか252筆 22.5ha
五泉市	3者	柄沢川原1番ほか59筆 6.4ha
燕市	1者	長所沖81番3ほか2筆 0.2ha
長岡市	7者	中条新田古川205番ほか164筆 10.2ha
見附市	1者	新潟西町57番1ほか39筆 2.1ha
魚沼市	1者	田川鳥井川331番ほか3筆 0.6ha
南魚沼市	60者	中川大田164番ほか640筆 64.2ha
十日町市	7者	袖山申甲365番甲ほか22筆 2.8ha
津南町	1者	谷内6663番ほか35筆 5.4ha
上越市	19者	頸城区潟川西685番ほか843筆 84.4ha
妙高市	1者	坂口新田日向97番3ほか250筆 19.6ha
糸魚川市	10者	東海大明神284番1ほか126筆 13.3ha
佐渡市	14者	八幡91番1ほか73筆 10.6ha
合 計	200者	3,237筆 312.7ha

2 認可年月日

平成28年 6 月27日

◎新潟県告示第758号

平成16年 6 月25日新潟県告示第1472号（漁業災害補償法に基づく加入区の変更設定について）の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成28年 9 月 1 日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成28年 8 月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成28年 6 月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

平成16年 6 月25日新潟県告示第1472号で定めた区分の表中

区 分
1 主としてさし網を使用して営む漁業及びかご漁業
2 いか釣り漁業

を

区 分
1 主としてさし網を使用して営む漁業
2 1に掲げる漁業以外の漁業

に改める。

◎新潟県告示第759号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、長岡市の三島郡北部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年6月28日

新潟県長岡地域振興局長

1 退任

理事 長岡市寺泊高内104番地

遠藤 富三雄

退任年月日 平成28年5月25日

◎新潟県告示第760号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成28年6月28日

新潟県村上地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
村上市 三面川沿岸土地改良区	袖浦池	農業用排水施設整備（県単農業農村整備事業「かんがい排水」）事業	平成28年6月7日

◎新潟県告示第761号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成28年6月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 処分をした年月日 平成28年6月6日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社深沢工務店

深沢 泰康

3 主たる営業所の所在地

村上市南町2-10-14

4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第357号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年6月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年5月26日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社北陸製作所

大竹 良明

3 主たる営業所の所在地

長岡市下々条1-484

4 許可番号 新潟県知事許可（般特-24）第6119号

5 処分の内容 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年5月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年6月3日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社藤由組

藤由 一明

3 主たる営業所の所在地

新潟市西区板井600

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第13597号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年6月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年5月31日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

渡辺建築

渡辺 孝一

3 主たる営業所の所在地

村上市大字桑川820

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第20505号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年5月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年5月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社霜越建設

霜越 覚

3 主たる営業所の所在地

上越市名立区名立小泊165-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第25511号

5 処分の内容 鋼構造物工事業、塗装工事業、防水工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年5月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年5月31日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社ヤマヨ土田製瓦工場

土田 一男

3 主たる営業所の所在地

南蒲原郡田上町大字川船河627-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第38931号

5 処分の内容 屋根工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年5月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年5月26日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社橋本建築

橋本 文洋

3 主たる営業所の所在地

上越市名立区赤野俣662-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第40919号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年5月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年5月26日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社シンク

青山 竜也

3 主たる営業所の所在地

上越市西城町2-8-24

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第42611号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年5月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年6月14日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

I. Kサービス

今井 博

3 主たる営業所の所在地

上越市三和区今保192

4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第43362号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年5月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年6月14日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社大友工務店

西脇 正博

3 主たる営業所の所在地

長岡市来迎寺甲2610-8

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第17492号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年5月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成28年5月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社タイテック
広瀬 久芳
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市鉄工町1-2-60
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第42278号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年5月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年5月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社東栄
那須 圧典
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市舟入町1-1-33
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第42971号
 - 5 処分の内容 土木工事業、石工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年5月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年5月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
波多野板金工業
波多野 一雄
 - 3 主たる営業所の所在地
阿賀野市保田3727-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第43589号
 - 5 処分の内容 板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年5月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年4月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社大津土建
小林 哲志
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市与板町榎原2954
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第7271号
 - 5 処分の内容 鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年4月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 平成28年 5 月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社北進
落田 芳子
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区東入船町3709- 6
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第3680号
 - 5 処分の内容 管工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年 5 月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年 4 月28日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社若井管工設備
若井 和彦
 - 3 主たる営業所の所在地
小千谷市上ノ山 4 -11-56
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第7968号
 - 5 処分の内容 さく井工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年 4 月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年 3 月28日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社コマスヤアルテック
今井 正仁
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市高島町973
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第40905号
 - 5 処分の内容 建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年 3 月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年 3 月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
新道建設有限会社
菊地 一郎
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市羽茂大橋1639- 3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第30012号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

平成28年3月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年4月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
大滝建築
大滝 光男
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市三ノ町5-10
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第38708号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年4月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年3月30日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
永光建設株式会社
齋藤 正樹
 - 3 主たる営業所の所在地
阿賀野市下黒瀬1462
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-25)第39701号
 - 5 処分の内容 大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年3月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年4月28日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社テクノモール
長谷川 傑
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区山二ツ603
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第40105号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年4月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年4月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社エクセレントホーム・ジャパン
直江 俊一
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市青葉台5-9-2

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第40787号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年4月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年4月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社大島エレテック
大嶋 清
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市新保2-25-19
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第41536号
 - 5 処分の内容 電気工事業、電気通信工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年4月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年3月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
ハウジングにいがた協同組合
阿部 悦雄
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区嘉山4-14-21
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第41766号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年3月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年4月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
コトブキ木材有限会社
竹内 佐吉
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区漆山7992
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第42859号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年4月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年4月8日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-

株式会社元治建設工業

田中 元

3 主たる営業所の所在地

新潟市西区新中浜5-3-36

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第43705号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年4月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年2月19日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

中町板金

中町 悌治

3 主たる営業所の所在地

南魚沼市六日町44

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第43805号

5 処分の内容 板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年2月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年4月8日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社ネクサス

永田 幸二

3 主たる営業所の所在地

上越市大字大日144-2

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第44134号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年4月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年5月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社白井建築

白井 徳夫

3 主たる営業所の所在地

長岡市越路中沢1093

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44915号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年5月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成28年4月28日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
石川広告美術株式会社
石川 知明
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区花園2-2-24
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第2156号
 - 5 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年4月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年4月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
定和建设株式会社
渡辺 和義
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区南紫竹1-1-28
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第4192号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年4月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年4月12日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社西栄建設
神林 幸夫
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市浦4216-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23)第6175号
 - 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年4月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年5月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
南雲産業
南雲 久作
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市芋川乙329
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第8237号
 - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年5月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 平成28年3月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社武藤建設
武藤 節子
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市松波4-11-37
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第9097号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年3月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年3月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社目黒鑿泉探鉱
目黒 富子
 - 3 主たる営業所の所在地
五泉市山崎1453-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第12644号
 - 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年3月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年4月8日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社高橋建設
高橋 清一
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市大島968
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第16403号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年4月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年3月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ユウシン
根津 文雄
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市明石町25
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第18147号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
-

6 処分の原因となった事実

平成28年3月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年4月12日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

上越ガスサービス株式会社

柴山 英一

3 主たる営業所の所在地

上越市藤巻9-19

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23)第19601号

5 処分の内容 土木工事業、水道施設工事業、消防施設工事業に係る一般建設業及び管工事業に係る特定建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年4月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年4月19日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社中條設備

佐藤 佐一

3 主たる営業所の所在地

長岡市中之島833-4

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第21425号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年4月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年5月10日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社中越建商

田辺 幸一

3 主たる営業所の所在地

燕市柚木531-10

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第22174号

5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年5月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年3月3日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社河上材木店

河上 正

3 主たる営業所の所在地

燕市長辰7395-1

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第22353号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成28年3月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成28年2月26日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
高山建築
高山 ゆり子
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区紫竹卸新町1871-4
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第23727号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成28年2月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成28年5月24日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
田村重機
田村 宗平
- 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市上一日市540
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第38528号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成28年4月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第762号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年6月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東飛山名立線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
	新	(A)7.0~13.6メートル	167.1メートル

上越市名立区平谷字堂ノ下 2863 番から 同市名立区折戸字細田2733番まで		(B)7.9~20.5メートル	189.7メートル
	旧	7.0~13.6メートル	167.1メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第763号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年6月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 東飛山名立線
- 2 供用開始の区間
上越市名立区平谷字堂ノ下 2863 番から同市名立区折戸字細田 2733 番まで
- 3 供用開始の期日 平成28年6月28日

◎新潟県告示第764号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年6月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大代沢地区	村上市大代	次の図のとおり	土石流
砂沢地区	村上市大代	次の図のとおり	土石流
山熊田地区	村上市山熊田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川(1)地区	村上市荒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川(2)地区	村上市荒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
地藏様の沢地区	村上市荒川	次の図のとおり	土石流
地藏南の沢地区	村上市荒川	次の図のとおり	土石流
サルツボ地区	村上市中津原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中津原地区	村上市中津原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水上沢(1)地区	村上市中津原	次の図のとおり	土石流
沢口地区	村上市中津原	次の図のとおり	土石流

水上沢(2)地区	村上市中津原	次の図のとおり	土石流
北赤谷(1)地区	村上市北赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北赤谷(2)地区	村上市北赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
イワデの沢地区	村上市北赤谷	次の図のとおり	土石流
下大鳥地区	村上市下大鳥	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
峠の沢(2)地区	村上市下大鳥	次の図のとおり	土石流
ヒメカサ沢地区	村上市下大鳥	次の図のとおり	土石流
小沢地区	村上市下大鳥	次の図のとおり	土石流
峠の沢(1)地区	村上市下大鳥	次の図のとおり	土石流
北田中(2)地区	村上市北田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北田中(1)地区	村上市北田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
香積寺川地区	村上市北田中	次の図のとおり	土石流
長右門沢地区	村上市北田中	次の図のとおり	土石流
上大鳥地区	村上市上大鳥	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飲沢地区	村上市上大鳥	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
広手(2)地区	三条市広手	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広手(4)地区	三条市広手	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広手(5)地区	三条市広手	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広手(6)地区	三条市広手	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広手沢一地区	三条市広手	次の図のとおり	土石流
広手沢二地区	三条市広手	次の図のとおり	土石流
奥の沢地区	三条市広手	次の図のとおり	土石流

大沢地区	三条市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢(1)地区	三条市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢(2)地区	三条市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
江口(1)地区	三条市江口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
江口一地区	三条市江口	次の図のとおり	土石流
江口二地区	三条市江口	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地内地区	長岡市村田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
地内(2)地区	長岡市村田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
妙法寺南地区	長岡市村田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村田(1)地区	長岡市村田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村田(2)地区	長岡市村田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
漆坂沢川地区	長岡市村田	次の図のとおり	土石流
両高地区	長岡市両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前田地区	長岡市両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
腰廻地区	長岡市両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
源八地区	長岡市両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両高西地区	長岡市両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両高東地区	長岡市両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両高北地区	長岡市両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両高(2)地区	長岡市両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両高(3)地区	長岡市両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両高(4)地区	長岡市両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

両高(5)地区	長岡市両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両高沢地区	長岡市両高	次の図のとおり	土石流
高月沢地区	長岡市両高	次の図のとおり	土石流
村岡川地区	長岡市両高	次の図のとおり	土石流
坂谷地区	長岡市両高	次の図のとおり	土石流
両高(1)地区	長岡市両高	次の図のとおり	土石流
両高(2)地区	長岡市両高	次の図のとおり	土石流
落水地区	長岡市城之丘、村田、両高	次の図のとおり	地すべり
両高地区	長岡市両高	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小見(1)地区	糸魚川市大字小見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小見(2)地区	糸魚川市大字小見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小見(3)地区	糸魚川市大字小見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小見(4)地区	糸魚川市大字小見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小見(5)地区	糸魚川市大字小見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小見川地区	糸魚川市大字小見	次の図のとおり	土石流
下小見地区	糸魚川市大字小見	次の図のとおり	土石流
小見(1)地区	糸魚川市大字小見	次の図のとおり	土石流
小見(2)地区	糸魚川市大字小見	次の図のとおり	土石流
小見(3)地区	糸魚川市大字小見	次の図のとおり	土石流
小見(4)地区	糸魚川市大字小見	次の図のとおり	土石流
小見地区	糸魚川市大字小見	次の図のとおり	地すべり
下小見地区	糸魚川市大字小見	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第765号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年6月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大代沢地区	村上市大代	次の図のとおり	土石流
山熊田地区	村上市山熊田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川(1)地区	村上市荒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川(2)地区	村上市荒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
サルツボ地区	村上市中津原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中津原地区	村上市中津原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水上沢(1)地区	村上市中津原	次の図のとおり	土石流
沢口地区	村上市中津原	次の図のとおり	土石流
北赤谷(1)地区	村上市北赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北赤谷(2)地区	村上市北赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下大鳥地区	村上市下大鳥	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
峠の沢(1)地区	村上市下大鳥	次の図のとおり	土石流
北田中(2)地区	村上市北田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北田中(1)地区	村上市北田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
香積寺川地区	村上市北田中	次の図のとおり	土石流
上大鳥地区	村上市上大鳥	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-------	---------------------

広手(4)地区	三条市広手	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広手(6)地区	三条市広手	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広手沢一地区	三条市広手	次の図のとおり	土石流
広手沢二地区	三条市広手	次の図のとおり	土石流
大沢地区	三条市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢(1)地区	三条市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
江口(1)地区	三条市江口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
江口一地区	三条市江口	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地内地区	長岡市村田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
地内(2)地区	長岡市村田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
妙法寺南地区	長岡市村田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村田(1)地区	長岡市村田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村田(2)地区	長岡市村田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両高地区	長岡市両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前田地区	長岡市両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
腰廻地区	長岡市両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
源八地区	長岡市両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両高西地区	長岡市両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両高東地区	長岡市両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両高北地区	長岡市両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両高(2)地区	長岡市両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両高(3)地区	長岡市両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

両高(4)地区	長岡市両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両高(5)地区	長岡市両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小見(1)地区	糸魚川市大字小見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小見(2)地区	糸魚川市大字小見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小見(3)地区	糸魚川市大字小見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小見(4)地区	糸魚川市大字小見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小見(5)地区	糸魚川市大字小見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小見川地区	糸魚川市大字小見	次の図のとおり	土石流
下小見地区	糸魚川市大字小見	次の図のとおり	土石流
小見(1)地区	糸魚川市大字小見	次の図のとおり	土石流
小見(2)地区	糸魚川市大字小見	次の図のとおり	土石流
小見(4)地区	糸魚川市大字小見	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

争議行為を行う旨の通知について(公告)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、日本赤十字労働組合長岡支部執行委員長山崎大輔から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成28年6月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 要求事項
人員要求、待遇改善、施設設備、その他の要求
- 2 期 間
平成28年6月29日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所
日本赤十字労働組合長岡支部の組合員が従事する全職場
- 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独にもしくは併用して実施する。ただし、救急患者には対応する。

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表について（公告）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

平成28年6月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県水産業の平成26年の海面漁業生産量は3.2万トン、生産額は114億円であり、全国的には中位に位置している。水産業が中核的な産業である佐渡島と粟島を擁し、漁業経営体数は1,798経営体（平成25年）となっている。

本県において水産業は、水産物の安定供給等重要な役割を果たしており、今後とも海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県佐渡沖合水域には、対馬暖流とリマン寒流が交錯していることから、寒暖系の回遊性魚類や底生魚介類の好生息場となっている。

我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や、資源水準が低下している資源も見られる。本県下における漁業資源についても、概ね同様の傾向が見られるところであり、今後とも漁業資源の適切な管理が求められている。

(3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、更に海洋生物資源の保存管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。

(4) 漁獲可能量及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量及び漁獲努力量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源の採捕実績及び第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量の的確な把握に努めることとする。

(5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要である。当海域でのデータの蓄積又は知見の進展を図るため、水産海洋研究所を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(6) 第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成27年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

第1種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成27年4月から平成28年3月	—
まあじ	平成27年1月から平成27年12月	若干
まいわし	平成27年1月から平成27年12月	若干
まさば及びごまさば	平成27年7月から平成28年6月	若干
するめいか	平成27年4月から平成28年3月	若干
ずわいがに	平成27年7月から平成28年6月	450トン

※ すけとうだらについては、知事管理量は定めないものとする。

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成28年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

第1種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成28年4月から平成29年3月	—
まあじ	平成28年1月から平成28年12月	若干
まいわし	平成28年1月から平成28年12月	若干
まさば及びごまさば	平成28年7月から平成29年6月	若干

するめいか	平成28年 4 月から平成29年 3 月	若干
ずわいがに	平成28年 7 月から平成29年 6 月	402

※ すけとうだらについては、知事管理量は定めないものとする。

3 第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は次表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる採捕の種類については、「若干」とすることとした。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる採捕の種類については、数量を明示しないこととした。

第 1 種特定海洋生物資源	採捕の種類	数量	
		平成27年	平成28年
ずわいがに	ずわいがにかご漁業	22トン	18トン
	小型機船底びき網漁業	223トン	196トン
	刺し網漁業	187トン	172トン
	その他のかご漁業等	18トン	16トン

4 第 1 種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【ずわいがに】

ずわいがにかご漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業を行うこととする。更に、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、漁期外でのカニの生息する海域での操業を自粛し、混獲した場合には再放流することとする。

えびかご漁業等のその他のかご漁業等については、従来の操業規制に基づいて操業することとする。

【まあじ】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まいわし】

大型定置網漁業、いわし流し網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業、刺し網漁業（固定式）及びすけとうだら延縄漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

大型定置網漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

5 トン未満の動力船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業にあつては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲実績の把握に努め、漁獲努力量の抑制方策について検討する。

5 第 2 種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

第 2 種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種 特定海洋 生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網 漁業のうちその他 の小型機船底びき 網漁業	次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海 域。 ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線 上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯 台中心点とを結ぶ線上新川河口中心 点から10海里の点 エ 新川河口中心点	平成28年9月 1日から 平成28年10月 31日まで	1,843

6 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について、採捕の種類別に定める量に関する事項
第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種 特定海洋 生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網 漁業のうちその他 の小型機船底びき 網漁業 (板びき網漁業)	次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海 域。 ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線 上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯 台中心点とを結ぶ線上新川河口中心 点から10海里の点 エ 新川河口中心点	平成28年9月 1日から 平成28年10月 31日まで	1,843

7 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【まがれい】

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、県が作成した「新潟県資源管理指針」の着実な実施を推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告について、迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年6月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調達件名及び数量

総合運転者管理システム改修業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

- 3 調達方法
請負
- 4 契約方法
随意契約
- 5 契約日
平成28年5月20日
- 6 契約者の氏名及び住所
日本電気株式会社新潟支店
新潟県新潟市中央区万代3丁目1番1号
- 7 契約価格
135,594,000円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、普通乗用車について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年6月28日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
普通乗用車 1式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成28年9月30日(金)
 - (4) 納入場所
新潟県立十日町病院
 - (5) 入札方法
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 自賠責保険料及び自動車重量税は入札書に記載しないこと。契約時に加算するものとする。
 - ウ 入札書に記載する金額には、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」によるリサイクル料金等を含めること。
※リサイクル料金等
リサイクル料金(消費税非課税)
情報管理料金(消費税非課税)
資金管理料(消費税課税金額)
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「車両・船舶類」に登録されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 948-0055
新潟県十日町市高山32番地9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線115
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
平成28年6月30日(木)午後3時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
平成28年7月1日(金)午後3時00分
新潟県立十日町病院 新外来棟3階講堂
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、超音波診断装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年6月28日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入等件名及び数量
超音波診断装置 一式
- (2) 調達案件の仕様等
-

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年8月31日(水)

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0055

新潟県十日町市高山32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線115

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成28年7月14日(木)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成28年7月20日(水)午後2時00分

新潟県立十日町病院 新外来棟3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、高周波手術装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年6月28日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

高周波手術装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年8月31日(水)

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0055

新潟県十日町市高山32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線115

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成28年7月14日(木)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成28年7月20日(水)午後3時00分

新潟県立十日町病院 新外来棟3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成28年4月1日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体は、次のとおりである。

平成28年6月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
青木太郎後援会	宮田兼好	大滝勇三	新潟県新潟市西区木場1676-1
青木太郎を支援する会	青木太郎	平野キイ	新潟県新潟市西区木場1676-1
あべ健二後援会	阿部健二	阿部幸平	新潟県燕市幸町6番48号
五十嵐光一君を県政に送る会	相馬透	石山文枝	新潟県新潟市西蒲区巻甲5491
風間ルミ子後援会	風間ルミ子	石口徳夫	新潟県新潟市北区嘉山1丁目3-36
國定勇人後援会	草野恒輔	荒澤威彦	新潟県三条市東裏館1丁目12番14号
佐藤利克後援会	佐藤栄員	蓮沼宏	新潟県胎内市長橋上129-3
新風会	飯塚良一	鴨下純二	新潟県柏崎市新道4590
高鳥修一後援会（修友会）	渡辺利次	杉田幸作	新潟県上越市原之町2567-2
吉川支部			
高鳥修一後援会妙高頸南支部	丸山与一郎	松井康裕	新潟県妙高市西野谷55-1
高橋しんいち後援会	平松勲	鈴木栄一	新潟県柏崎市南半田10-36
日本共産党竹島良子後援会	遠藤千代	水野あけみ	新潟県長岡市水道町4-4-9

北洋会
宮澤勝見後援会

松田宏志
長谷川昭八郎

平松実
長谷川昭三

新潟県新潟市北区太夫浜984番地
新潟県東蒲原郡阿賀町日野川乙1135

正 誤

平成28年 5月10日付け新潟県告示第610号（農用地利用配分計画の認可の申請）
表中

ページ	行	誤	正
3	20	67.7ha	208.1ha
3	32	290.7ha	431.1ha

平成28年 5月31日付け新潟県告示第672号（農用地利用配分計画の認可）
表中

ページ	行	誤	正
7	8	67.7ha	208.1ha
7	20	290.7ha	431.1ha